

令和4年度 社会福祉法人慈雲会事業計画書

基本理念

個人の尊厳を基本として、安全・安心に暮らす
環境を支援提供する

特別養護老人ホーム愛敬苑

令和4年度事業計画

基本方針

「笑顔のある生活」

最期まで、自分らしい普通の生活が送れる環境を作ります。『普通の生活』とは、ご飯は口から食べ、風呂は個浴に入り、トイレで排泄する生活です。普通の生活から生まれる笑顔を私たちは大切にします

利用者一人一人が主体性を持った個人として尊重され安心と心豊かな生活が送れるように職員一人一人が王令者福祉のプロとして意識を高め利用者から選ばれる施設になるように自己啓発に努め誠意と親切心をもとにした専門的サービスを行います。

- 1, 利用者の立場を考え、笑顔と誠実な心をもって対応します。
- 2, 専門的サービスの向上につとめ絶えず創意工夫に勤めます
- 3, 人材育成を図りながら職員の資質向上を目指します

事業方針

職員はコンプライアンスと介護マニュアルを基本として柔軟に、そして積極的な介護を座主とともに支援援助活動を正確に記録し事業を推進していくものとする。

- 1, 生活環境の向上
人間性を尊重した明るい施設づくりのため、施設の健全な環境保全に努めます。
- 2, 各種委員会の推進
提供サービスの業務内容を検討し各種委員会が積極的に事業展開を推し進めます。
- 3, 利用者の ADL 向上
介護サービス計画に沿って具体的なサービスを提供し、生活の自立向上を図ります。
- 4, 施設と地域社旗の交流推進
近隣の保育園等との交流を促進しふれあいの場を広げていきます。
- 5, 家族と施設の交流促進
利用者の心身の状況を定期的にお知らせし施設の関心度を高めます。
- 6, 災害時における危機管理対策の早期浸透化
所轄消防署の協力を得て早期に訓練内容の充実や日常の啓蒙図り地震、火災など非常時における利用者の安全確保に努めます。

運営方針

- 1, 効率的な事業展開
地域の特性やニーズ等を十分に把握した事業の展開を図るよう努めます
- 2, 職員の育成教育
職員全員が吹く市職員としての責務を認識し、自覚と誇りをもってサービス提供ができるよう、職員の教育育成を図り、職員の資質により提供サービスに格差を生じないように各種マニュアルを随時見直し職員資質の向上を図ります。
- 3, 効率的なサービスの提供

看護師、介護福祉士、機能訓練指導員などの専門職を多く配置し、医療依存度の高い利用者のニーズにこたえられるように体制整備に努めます。

4, 生活困窮者自立支援

社会福祉法人の責務として生活困窮者に対する支援を行うことを目的に生活困窮者自立支援制度に登録し体制を整備します。

5, 福祉サービスに係る苦情処理

福祉サービスの質向上と利用者に権利擁護を測るため関係機関と密接な連絡体制を整え利用者からの苦情に対して適切な対応に努めます。

6, 個人情報保護

個人情報保護法にかんがみ、「利用者の個人情報保護をさらに推し進めていくとともに情報開示の推進に努めます

7, 事故防止対策

より良い高いサービスを提供することを目標に、事故発生の未然防止、再発防止体制を強化し、組織全体で事故の防止に取り組みます。

事業計画

特別養護老人ホーム 50床

利用者の尊厳を基本として、身体的、精神的社会的自立を高め、その人らしく生きがいのある生活を送っていただけるように利用者のニーズに適合した施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事の介助、社会生活の便宜の供与、日常生活の継続支援、健康管理等のケアを行う。

また、機能訓練、栄養管理、口腔ケア機能維持管理、利用者の個別性を重視した生活を推進することにより利用者の日常生活質向上を図る。

- 1, 利用者個々が安心して健康的生活ができるように施設内の環境保全に努める。
- 2, 入所中に医療依存度または認知度が重度化しても施設内生活が継続的できるように組織全体が連携して利用者のニーズに合ったケアを行う
- 3, 広報誌やホームページを活用して利用者の生活状況を家族に積極的に情報提供することにより利用者との交流を図る。
- 4, 記録管理システムを有効に活用して、各部署で情報共有することにより各職種間の連携を強め統一した目標で高品質なケアの提供を行う。

短期入所生活介護事業 10 床

短期入所を利用者に対して、その有する能力に応じて食事や入浴等の介助、日常生活の支援、心身機能の維持橋上に努めるとともに在宅で介護にあたる家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。

- 1, 新規利用者のニーズを迅速的確に把握するためにサービス担当者会議を通じ居宅介護支援事業者及び家族と連携して再利用及びサービスが円滑にできるように支援する。
- 2, 緊急利用に即応できるように居宅介護支援事業者、家族とのコーディネートを行うとともに、稼働率50%を目指す。
- 3, 困窮者の利用を図り社会福祉に寄与する。

職種別計画

事務

- ① 事務処理に関する事項
運営の開示のため整理された書類の作成に心がける
電子記録の整備し検索を容易にする
会議等の記録を円滑にできるようにする。また情報セキュリティ体制を整える
- ② 予算執行に関する事項
安定的な介護収入の確保と予算執行に対して厳密なチェックを行ない、経費節減に努める
- ③ 個人情報に関する事項
法人が保有する利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いをし、社会からの信頼を得るために自主的なルール及び体制を確立し個人情報の保護に努める。
- ④ 広報に関する事項
法人の広報誌を発行し、施設での生活状況、行事などについて随時報告する。
- ⑤ 職員の健康管理、生活環境に関する事項
年1回(夜勤者は2回)の健康診断を行い、疾病の早期発見、早期治療に努める。
また、必要に応じて健康診断を行う。
利用者が安全で快適な生活ができるように定期的な環境衛生点検を行う。
- ⑥ 施設設備に関する事項
施設の保守点検及び安全管理については専門的な業者に委託しているが常時必要な保守点検を行い異常の早期発見に努める。

電気設備の保守管理、消火設備、非常通報設備、開催報知機の設備の保守点検
受水、貯水設備、水質検査業務、施設車両の保守管理、その他の設備保守管理

⑦ 介護情報の公表事項

介護サービスの公表制度を導入することにより、介護サービス全体のサービス改善への取り組みを促進し、質の向上を図ることに貢献する。

生活相談員

① 入所に関する事項

入所希望者の相談にあたりとともに、その朱里の管理及び待機者への連絡調整を行う。入所に際して事前の面接を行い、入所検討委員会を開催し、入所の適否、契約に向けての内容説明、介護内容、生活の意向等を確認する。災害及び介護状況の理由で在宅での介護が困難なものに対して相談にあたりとともに緊急、優先度調査を行い、入居検討委員会を開催し、委員会の決定に基づいて入所に伴う援助を行う。入院した利用者の再入所の可否判断にあたって、医療機関、家族と連携して事前調査を行う。

② 処遇運営に関する事項

利用者及びその家族に対して個別的に相談、助言、援助に関する計画立案。代行業務や記録を行う。多職種協働におけるリーダーシップを発揮して処遇方針を明確にするための調整を行う。法人全体行事における総括的役割を行い計画的に利用者にとって最良の行事を企画実践する。また、各部署における行事活動を管理し、必要に応じて援助を行う処遇に関する手順書やマニュアルについて確認を行い、職員間の連絡と周知を図る職員の内部外部研修について、メンバーの専門性を高めていくとともに組織として友好的季節生かすための教育活動を行う。施設での見取りを希望される利用者及び家族に対して相談援助を行い、利用者の終末に至るまで家族および各専門職種間の連絡調整を行い必要な援助を行う

③ 退所に関する事項

施設内での看取り、危篤時の医療機関及び嘱託医、家族への連絡調整を行う利用者及び家族からの希望などにより対処する場合はその相談に応じ転居先での生活確保のため連絡調整と援助を行う

④ 社会資源活用に関する事項

地域における福祉の拠点として地域交流を図る担い手として積極的に活動する施設の機能を地域に開放して地域の福祉活動を積極的に行う。広報誌やホームページのこうしんにより施設内の活動状況や介護保険情報を発信することにより、施設介護についての啓蒙活動を行う

⑤ 苦情に関する事項

利用者からの苦情窓口となり苦情の受付から解決改善までの経過と結果について記録するとともにより良いサービスを展開できるように適切な対応を行う

⑥ 短期入所生活事業に関する事項

利用者が継続的に利用するように敵的な行事活動を開催しその活動を地域に広めるために広報活動を行う。利用者の送迎機会を家族と職員との直接的な情報交換の場としてとらえそのニーズに積極的に対応する。臨時の利用追加。変更または中止に柔軟に対応し家族や居宅介護事業所と連携を深め次回の利用に円滑につながる関係づくりを行う。

介護支援専門員

① ケアプランの策定に関する事項

入所に際し、事前面接調査を行うが前提的な計画書を作成し入所時において利用者及び家族に同意を得る。入所者及び家族からの希望に応じて入所者がその新庄等に対して適切な施設サービス計画書を作成するとともに入所者が自立した生活を営むために各専門職と連携調整を行い必要な援助を行う。定期的または身体上の変化に伴い施設サービス計画を評価するとともにケアプランを作成する。施設サービス計画書は入所者及び家族に対して相談援助を行うとともに施設ターミナル計画書を作成し、利用者の終末に至るまでの各専門職間の連絡調整を行い必要な援助を行う。

② ケアプラン策定における役割に関する事項

ケアプラン策定には、開度支援専門員が中心となり各専門職に周知徹底を図るものとする。また、多職種との連携を密にして効果的なサービス計画が策定できるように指導助言を行う。記録管理システムを有効に活用しケアプランの策定や実施が効果的に実践できるように側面援助する。

③ 介護認定更新申請に関する事項

入所者及び利用者の介護保険情報を管理して要介護認定における更新申請または区分変更申請を代行するとともに、その調査に際して、家族に調査員の日程調整を行うとともに必要に応じて調査時立ち合いと情報提供を行う。介護認定結果を通知するとともに、要支援の認定を受けた利用者に対してスムーズな在宅復帰ができるようにする。

介護職員

① 基本的処遇についての事項

利用者とのコミュニケーションの充実を図り利用者の希望、意見を積極的汲み取り、

その実現に努め、新しい生活が営めることを重点校者とする。

② 健康対策についての事項

利用者が明るく楽しい生活が送れるように注意を払い、処遇に接し、疾病の早期発見に努める。利用者の健康づくりのため、生活訓練やレクリエーション活動、クラブ活動等自主的な参加意欲を盛り上げるよう雰囲気づくりに努める。更衣時、入浴時、おむつ交換時に皮膚の観察を行い異常の発見に努める。個々にあった福祉用具を選択するとともに自助具の活動及び生活の中のリハビリを行うことによって個々の持つ残存機能を最大限に生かせるように援助を行う。加齢に伴う運動機能の低下、判断力、心身機能低下などを早期発見するし、事故防止に努め必要に応じて関係職種と連携協力的な対応を行う

③ 施設サービス計画に関すること

介護ほけ施設における施設サービス計画書の目的を理解し、計画性における知識や技術について自己啓発を図る。入所者の生活環境が変わっても、自分らしい生活が継続できるようにその意向を尊重した長期的 m 短期的目標を設定し、関係職種と連携してサービス計画書に基づいた援助を行う。心身の変化に基づき定期的に施設サービスを考察評価する。

④ ケースの記録についての事項

個々の利用者にとって継続的、かつ効果的なチーム介護ができるよう利用者の介護提供内容に関すること及び心身の変化に伴う観察や介護行為を行い、また、情報を的確に記録し伝達する。個人情報に基づいた危篤の管理を行う。

⑤ 応急対策についての事項

避難訓練やおい応急救護訓練を通して介護職員として必要な応急処置方法の技術習得に努め、緊急時には介護職員と協力して対応する。

⑥ 医療ニーズへの対応についての項目

医療依存度の高い利用者に対して、介護職員と協力、連携を図りながら状態の観察を行い異常の早期発見に努める。

看護職員

① 入居者の健康管理

入居者一人ひとりの健康に留意し、入居者が健康で安全かつ安楽な生活が送るように嘱託医と連携を図り医療面において援助する。疾病の早期発見と早期治療のために、年1回の健康診断を実施する。インフルエンザ等の感染症予防のため、希望者には予防接種を行う。知能評価検査を年1回行う。家族に健康診断の結果を報告するため報告書を作成し報告する。

② 日々の健康管理に関する事項

入居者個々の身体特性および精神的特性を把握し日々の変化を察知し適切な対応をおこなう。

入所者の感染予防に努め発生時は嘱託医と連携調整を行い敏速に対応する。

入居者が何らかの原因で急変した場合には救急処置を行うとともに迅速な対応を行う。必要に応じて医療機関に搬送し診察を依頼する。

入所者の褥瘡予防評価を行い、予防計画が必要な場合には計画を立案し、実践、定期的な評価を行い、褥瘡予防に努める。

③ ケアプラン策定に関する事項

嘱託医との連絡を密にし、ケアプランの策定に医療情報を反映させるものとする。

④ 看護管理についての事項

入所者の健康管理に関すること呼び身体の変化に伴う病状観察、看護行為を言うまた、個々の入居者にとって継続的、かつ効果的なチーム援助ができるように情報を的確に記録し伝達する。

⑤ 重度化に伴う医療ニーズに対応した事項

施設ターミナルケアは本人及び家族の意向を尊重し、嘱託医の協力のもとその人らしい天寿を全うできるよう援助する

看取りケアにかかわる職員への死生観と対応について教育指導を行う

入所者の医療依存度が高くなった場合のカンファレンスを開催し教育、指導を行う。

機能訓練指導員

① 機能訓練実施計画に関する事項

疾病、老化に伴う身体機能の低下、拘縮、変形などに対して個別的機能訓練計画を立案し機能訓練会議を開催する。個別機能訓練系悪に基づき系悪的に機能訓練を行う。実施状況については記録システムに入力する。機能訓練計画書は利用者に対して説明同意を得るとともに、個々の身体状況の変化にともない定期的に見直すとともに入居者の自立支援を図る。

② ケアプラン策定における役割等に関する事項

嘱託医、看護職員との連携を密に取りリハビリ情報をケアプランの策定に生かす。入退院や嘱託医等の治療方針の変更によりリハビリ内容を変更する必要がある場合は速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図るものとする。各部門に対して、積極的に介護用品や自助具等の情報を提供しケアプランの充実を側面から援助する。

栄養士等

① 栄養管理に関する事項

入所者の栄養状態を施設入所時に把握し専門職と協働で栄養アセスメントを行い、栄養ケア計画を作成する。また、摂取機能障害を有しご縁が認められる方には、傾向維持が図れる計画書を作成する。医療依存度の高い利用者には、医師、看護師の指導のもと多職種と協働連携して栄養管理を行う。食事摂取状況調査は個々について食事ごとに行う。

② 利用者の思考に関する事項

定期的に入所者の希望献立の意見を聞き糧的な処遇を心がける。季節行事等給食レクリエーションを充実して食生活に変化をまたせるよう努める。

③ 事故、食中毒に関する事項

厨房、食堂の衛生管理に努め、利用者の食生活の安全を図る。厨房の床、備品、物品庫等は清掃を行い常に清潔、整理、整頓に努める常時、手指等の洗浄、消毒に心がけ健康管理に注意する。

④ ケアプラン策定における役割等に関する事項

食事中の巡回に努め摂取状況、摂取量を確認してケアプランの策定に活かす。嘱託医の治療方針の変更により食事の内容に変更があった場合は速やかに情報提供を行いケアプランの見直しを図るものとする。

重点目標の具体的計画

- 1, 社会福祉の貢献として、機能訓練指導員は、都立盲学校からあん摩マッサージ指圧師を令和4年4月1日より雇用し機能訓練指導員の新しい展開を図る
- 2, 生活困窮者の救済制度である生計困難者等に対する負担軽減事業に本年度より参加し社会福祉事業に寄与する。
- 3, 業務分担を明確に業務負担の軽減、効率化を一層図る。
- 4, 効率的運営、負担軽減を図るために見守りカメラを導入する。
- 5, 利用者生活向上のためにモニター等を設置する。
- 6, 新型コロナの対策のみではなく感染症全般の発生防止に努める。
- 7, 自己研鑽のために研修会に積極参加を促す。

職員職種

施設長	1名
介護支援専門員	1名
看護師	常勤2名 非常勤1名
生活相談員	1名
介護職員	常勤職員 20名 非常勤 5名

栄養課職員	常勤職員	1名	非常勤	4名
労務職員			非常勤	5名
事務職員	常勤	1名	非常勤	2名
嘱託医		1名		
機能訓練指導員	常勤	2名		

にて事業を維持する計画を立案している。